

【事案Ⅱ－6】後遺障害共済金請求

・ 平成 24 年 8 月 2 日 裁定終了

<事案の概要>

申立人の後遺障害に関して、共済団体は後遺障害等級表第 9 級に該当するとして共済金を支払ったが、申立人は同表第 6 級以上の後遺障害であると主張し、第 6 級以上の共済金と既払共済金との差額の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

申立人の障害は、後遺障害等級表第 6 級「せき柱に運動障害を残すもの」もしくはそれ以上の等級に該当するものであり、共済金 200 万円（災害給付特約 500 万円×支払割合 40%）もしくはそれ以上の金額から、既に支払われている 9 級の共済金 50 万円を除く金額の支払いを求める。

- (1) 胸椎骨折の障害が残ったため、平成 24 年 6 月に終身共済災害給付特約共済金を請求したところ、平成 24 年 7 月に支払通知が届き、50 万円が振り込まれた。
- (2) 審査結果に不明点があるため、認定内容について共済団体に問い合わせたところ、平成 24 年 9 月に「後遺障害認定等級の再審査の結果について」として「後遺障害等級第 9 級せき柱に奇形を残すもの」との認定は変わらないとの通知が届いた。
- (3) 申立人の後遺障害請求の障害の部位（第 12 胸椎）の障害状態は、変形また機能障害を残している状態である。「後遺障害等級第 6 級 せき柱に運動障害を残すもの」もしくはそれ以上の等級に該当すると考える。再審査の結果通知では、「せき柱」での後遺障害認定の判断となっていたが、申立人は「せき椎」の後遺障害の請求をしており、脊体高の欠損度合についても判断に加えていただきたい。
- (4) 他の共済からは「せき柱に運動障害を残すもの」との認定を受けている。

<共済団体の主張>

申立人の請求を棄却するとの判断を求める。

- (1) 本件後遺障害については、「レントゲン写真によって明らかに変形がわかる」程度のものであり、後遺障害等級表第 9 級「せき柱に奇形を残すもの」に該当すると判断した。「通常の上着を着用しても明らかにせき柱の変形または転移等がわかる程度以上」には達していないため、後遺障害等級表第 4 級「せき柱の著しい奇形」には達していないと判断した。
- (2) せき柱の変形の程度の認定にあたっては、椎体高の欠損度合やレント

ゲン写真をふまえ、後彎の度合いや基準（「1. 通常 of 衣服を着用して明らかに変形がわかる。」「2. 裸体となったとき明らかに変形がわかる。」「3. レントゲン写真によって、明らかに変形がわかる。」「4. レントゲン写真によって、わずかに変形または転移がわかる。」）の双方を用いて総合的に判断を行っている。脊体高（椎体高）の欠損度合については、せき柱の後彎を示す数値であり、せき柱の変形と関連するが、椎体高の欠損度合のみによって「せき柱の奇形」を判断できるものではない。

- (3) 後遺障害等級表第6級「せき柱に運動障害を残すもの」については、同表「備考」に「せき柱の運動範囲が生理的運動範囲の2/3以下」であるときとある。この判断には、主要運動である前後屈、参考運動である回旋、側屈のうち、主要運動について可動域制限が認められ、かつ、参考運動のうちいずれか1つに可動域制限が認められた場合に、せき柱の運動障害と認定している。

本件については、側屈の可動域は生理的運動領域の2/3以下に制限されているものの、主要運動である前後屈の可動域が生理的運動領域の2/3以下に制限されていないから、「せき柱に運動障害を残すもの」に該当しないものと判断したものである。

<裁定の概要>

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、以下のとおり、申立人の請求は認められないとの裁定をし、裁定手続きを終了した。

- (1) せき柱の変形については、約款別表の後遺障害等級表「備考」に「(イ) 「せき柱の奇形」とは、裸体となったときまたはレントゲン写真によって、明らかにせき柱の変形または転移等がわかる程度以上のものをいいます。」と記載されている。

医師の診断書によれば、「レントゲン写真によって、明らかに変形がわかる。」に該当するものとされており、後遺障害等級表第9級「せき柱に奇形を残すもの」に該当するとの共済団体の判断は正当である。

なお、申立人は、脊体高（椎体高）の欠損度合についての判断を求めているところ、上記診断書によれば、第12胸椎の前方椎体高の減少が認められるが、このことのみをもって、上記第9級の程度を超える変形障害を認めることはできない。

- (2) せき柱の運動機能障害を認定できるかという点について検討する。申立人の脊柱の可動域制限については、参考運動の側屈については生理的運動領域の2/3以下に制限されているが、主要運動の前後屈及び参考運動の回旋は2/3以下に制限されていない。以上の結果について、共済団体は、『後遺障害認定要項』に従い、主要運動で可動域制限が認められ、かつ、参考運動のうちいずれか1つに可動域制限が認められた場合に、せき柱の運動障害と認定するとの認定方法に従い、後遺障害等級表第6

級「せき柱に運動障害を残すもの」に該当しないものと判断している。

『後遺障害認定要項』は、共済団体の内部資料であり、申立人を含む共済契約者に開示されていないものであるから、その内容が直ちに申立人を拘束するといえないため、当審議会は、労働災害についての後遺障害の認定方法を調査し、共済団体の認定方法が妥当か否かを検討した。

- (3) その結果、せき柱の運動障害の測定方法は基本的に労災の認定方法と同じであり、可動域制限等は労災の認定方法よりも共済契約者・被共済者である申立人に有利な認定方法を採用しており、それに基づいての申立人の後遺障害についての認定をしているものであるから、この認定方法は妥当なものといえる。